ハ　都道府県労働局長に対して、ロの配置に係る職場支援員の業務等に関する計画を提出し、当該計画がイの雇入れに係る労働者の安定した雇用の確保のために適当であると認められる事業主であること。

ニ　イの雇入れの日の前日から起算して三箇月を経過する日までの間において、ロの配置を行う事業主であること。

ホ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて、イの雇入れに係る労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ヘ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過する日までの間（トにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ト　イの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて、基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

チ　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びイの雇入れに係る労働者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

第百十八条の三第六項第八号中「ニまで」を「トまで」に改め、「額」の下に「の合計額（イからへまでに定める額の合計額が百万円を超える場合にあつては、百万円にトに定める額を加えた額）」を加え、同号イ中「（その額が百八十万円を超えるときは、百八十万円）」を「の二分の一の額」に改め、同号ロ中「精神障害者支援専門家一人の委嘱一回につき一万円（ただし、一年につき二十四万円を限度とする。）」を「当該事業主の委嘱する精神障害者支援専門家に要する費用の二分の一の額」に改め、同号ハ中「（その額が五十万円を超えるときは、五十万円）」を削り、同号ニ中「又は第五号」を削り、「（ただし、講習一回につき五万円、かつ、一年につき二十五万円を限度とする。）」を「（その額が二十五万円を超えるときは、二十五万円）」に改め、同号ホ中「第六号又は第七号」を「第五号」に、「二十五万円」を「同号ロの業務を担当する精神障害者である労働者に対する賃金額の二分の一の額（その額が二十五万円を超えるときは、二十五万円）」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　第六号に該当する事業主　同号ロの雇入れに係る労働者に対する賃金額又は労働者派遣に関する料金の額の二分の一の額（六箇月分を上限とする。）

ト　前号に該当する事業主　同号ロの配置に係る職場支援員に対する賃金額（その額が一月につき、当該職場支援員の配置に係る対象労働者の数（三人を限度とする。以下この号において同じ。）に三万円（中小企業事業主にあつては、四万円。以下この号において同じ。）を乗じて得た額を超えるときは、対象労働者の数に三万円を乗じて得た額）

第百十八条の三第六項第九号を次のように改める。

九　第七号イの雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における前号トの規定の適用については、同号ト中「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円」とあるのは「一万五千円（中小企業事業主にあつては、二万円」と、「三万円を」とあるのは「一万五千円を」とする。

第百十八条の三第六項第十号を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条に次のように加える。

5　中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主

イ　都道府県労働局長に対して、ロの雇入れ、ロに係る事業所において雇用する障害者である労働者に係る雇用管理の方法及び当該事業所の所在する地域における障害者の雇用の促進に資する取組等に関する計画を作成し、当該計画が障害者の安定した雇用の確保のために適当であると認められる事業主であること。

ロ　次のいずれかに該当する障害者（以下この項において「重度障害者等」という。）である六十五歳未満の求職者を継続して雇用する労働者（障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である者を除く。）として十人以上雇い入れ、かつ、適当な雇用を継続することができると認められる事業所であつて、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備（以下この項において「事業施設等」という。）の設置（賃借による設置を除く。以下この項において同じ。）又は整備（重度障害者等の雇用に適当であると認められる設置又は整備であつて、その購入に要した費用が三千万円以上であるものに限る。以下この項において同じ。）が行われる事業所（重度障害者等である六十五歳未満の当該労働者の数の全ての労働者の数のうちに占める割合が十分の二以上である事業所に限る。）を新たに設立する事業主であること。

(1)　重度身体障害者

(2)　知的障害者

(3)　精神障害者

ハ　その常時雇用する障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働者の数が三百人以下である事業主であること。

ニ　次のいずれかに該当する事業主以外の事業主であること。

(1)　特例子会社の事業主

(2)　障害者雇用促進法第四十五条第一項の認定に係る同項に規定する関係会社の事業主

(3)　障害者雇用促進法第四十五条の二第一項の認定に係る同項に規定する関係子会社の事業主

(4)　障害者雇用促進法第四十五条の三第一項の認定に係る同項に規定する特定事業主

ホ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて当該雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ヘ　当該雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（トにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ト　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職した者のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

チ　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びロの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ又はロに掲げる額のうち、前号の事業主が選択した額

イ　次の(1)及び(2)に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額の合計額

(1)　初年度　一千万円

(2)　初年度の翌年度及び翌々年度　各五百万円

ロ　次の(1)及び(2)に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額の合計額

(1)　初年度　一千四百四十万円

(2)　初年度の翌年度及び翌々年度　各百八十万円

三　第一号ロの雇入れに係る労働者の数が十五人以上であつて、同号ロの事業施設等の設置又は整備に要した費用が四千五百万円以上である場合における前号の規定の適用については、同号イ(1)中「一千万円」とあるのは「一千五百万円」と、同号イ(2)中「各五百万円」とあるのは「各七百五十万円」と、同号ロ(1)中「一千四百四十万円」とあるのは「二千百六十万円」と、同号ロ(2)中「各百八十万円」とあるのは「各二百七十万円」とする。